



成年被後見人名義の既存口座への後見設定の際、
成年後見人の負担が軽減されます。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る金融庁の取組—

きっかけとなった行政相談委員意見の要旨

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで手続きできることがある一方で、被後見人の本人確認のためこれ以外の書類を求められる場合もある。登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう、金融機関での取扱いを統一してほしい。



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、
総務省行政評価局から金融庁へあっせん

あっせんの内容は別紙1
「あっせんのポイント」
対応状況は別紙2
「回答」を見てね！



成年後見人の負担軽減
金融機関の実務の円滑化



金融庁の対応状況（令和3年1月29日回答）

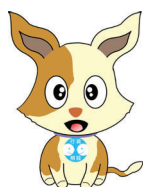
- ①金融機関に対し、一般社団法人全国銀行協会を通じて、総務省が実施した金融機関アンケートの結果等を踏まえ、傘下金融機関に既存口座への後見設定に係る事務手続を改めて検討するよう周知

【金融機関アンケート結果】

全国銀行協会加盟117行を対象にアンケートを実施（回答率63.2%）

※被後見人の本人確認書類を登記事項証明書のみとすることについて肯定、また、現にそうした取扱いをしている（回答のあった69行中55行（79.7%））

- ②上記①の対応結果を、警察庁に情報提供



成年後見人の負担が軽減され、
成年後見制度が利用しやすくなる
といいね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

令和 2 年 12 月 4 日

行政相談マスコット
キクーン

成年被後見人名義の既存口座への後見設定手続の 合理化

口座名義人の本人確認手続の重複不要が確認されました。
—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るために、令和 2 年 12 月 4 日、金融庁にあっせんしました。

このあっせんは、行政相談委員からの意見を基に、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたものです。

行政相談委員の意見

成年被後見人名義の既存口座に成年後見人が後見設定する場合、後見関係を証明する登記事項証明書のみで届出ができることがある一方で、被後見人の本人確認の書類を改めて求められる場合もある。無駄な手続なら合理化してほしい。



口座開設時に被後見人の本人確認は済んでる。後見設定時にも改めてやる必要あるの？



判明した事実

意見通り、金融機関によっては、後見設定時に成年後見人だけでなく成年被後見人の本人確認も要するところと、そうでないところがある。金融機関へのアンケートや、関係機関の考え方を調べると、そのような違いの合理的な理由が見当たらない。



行政苦情救済推進会議^注の意見を踏まえ金融庁へあっせん

《あっせんの内容》

必要な本人確認を行いつつ、成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図るため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の本人確認については、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、成年被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることから、このような実態を金融機関に周知すること。
- ② ①について警察庁に情報提供することにより、認識を共有すること。

注 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujyousuisin.html

（本件に関する連絡先）

総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話：03-5253-5111（代表）

金 監 第 135 号
令和 3 年 1 月 29 日

総務省行政評価局長 殿

金融庁監督局長
(公印省略)

「成年被後見人名義の既存口座に後見設定する際の
金融機関における被後見人の本人確認について（あっせん）」について（回答）

令和 2 年 12 月 4 日付総評行第 89 号について、下記のとおり回答します。

記

既存口座への後見設定時の被後見人の本人確認書類について、ご指摘を踏まえ、金融機関に対し、次の内容を周知するとともに、金融機関への通知文を警察庁に共有しました。

- ・ 総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和元年 9 月 18 日第 115 回、同年 12 月 9 日第 116 回及び令和 2 年 9 月 17 日第 118 回）において、行政相談委員からの意見を踏まえ検討が進められていた「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」について総務省が金融機関に対して実施したアンケートによれば、多くの金融機関が「既存口座への後見設定時、被後見人の本人確認資料を登記事項証明書のみとする」という対応に肯定的であり、また、現にそうした取扱いをしていることが示されている。成年後見人の負担軽減と金融機関の実務の円滑化を図る観点から、傘下金融機関に対して、こうした実態を踏まえ、今一度、既存口座への後見設定に係る事務手続について、ご検討いただきたい。

以 上